平成２３年（フ）第１８３号
熊本市下南部２丁目11番52号
債務者　坂田千代里
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２８３号
名古屋市西区玉池町302番地　ハイツ牧野405号
債務者　野呂　智子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８４号
名古屋市西区市場木町201番地　第３ＧＳビル２Ｃ号
債務者　加納　裕美（旧姓野呂）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９３４号
神戸市北区山田町原野字沢35番地、従前の住所神戸市北区菖蒲が丘３丁目14番地の１
債務者　岡田　康宏
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
神戸市北区甲栄台１丁目８番３―56号
債務者　松村すみ子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３８３号
神戸市兵庫区神田町１番11号
債務者　熊谷　瑞枝
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０１号
神戸市長田区腕塚町３丁目４番15号
債務者　益岡久美子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４０４号
神戸市長田区鶯町１丁目１番５号
債務者　久住　征一
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１０８号
長崎県佐世保市日宇町2178番地４、旧住所東京都杉並区永福３丁目16番12号
債務者　向　伸一郎
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
鹿児島県鹿児島市草牟田町３番地21　サンコーポ菩提樹305号
債務者　坂口　美鈴
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１４９号
鹿児島県鹿児島市石谷町2482番地８
債務者　大田　　二
1　決定年月日時　平成23年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月24日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第１５０号
鹿児島県鹿児島市西田３丁目９番13号
債務者　大迫　信義
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第３３号
鹿児島県曽於市末吉町二之方5765番地　川内団地６―307
債務者　西國原ユミ（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１４号
青森県八戸市青葉１丁目13番１号　マンリーＭＢ号室、前住所東京都足立区西新井本町１丁目21番３号　宝マンション203
債務者　溝越　雅之
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
神奈川県横須賀市小原台６番23号
債務者　木村　知恵
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第６４号
神奈川県横須賀市富士見町２丁目65番地
債務者　出口　裕二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第４９号
岐阜県大垣市綾野５丁目125番地165
債務者　西村　照代
1　決定年月日時　平成23年４月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月６日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係